事 務 連 絡 令和3年8月16日

各都道府県 担当課長 様

林野庁 森林整備部 治山課長

災害復旧事業における査定前着工の積極的な活用について

令和3年8月からの大雨に伴い甚大な被害が発生しています。

災害復旧事業では、次期出水等により被災施設等に甚大な被害を与えるおそれが大きく、 緊急に着工を要する箇所については、災害査定の前の段階で応急対策(応急仮工事、応急本 工事)に着手することが可能なことから、積極的に活用願います。また、被災概要や被災写 真など査定前着工の申請書類については、簡素化が可能ですので、当課へ事前に相談願いま す。

担当

治山課 山地災害対策室 災害対策班 玉舘課長補佐 連絡先: 03-3501-4756

査定前着工について

杳 定

趣旨

査定前着工は、災害査定を待たずに復旧工事に着手できる制度です。 次期出水等により被災施設等に甚大な被害を与えるおそれが大きく、緊急に復旧する必要 がある場合には、積極的に活用してください。

香定前着工の流れ 查定前着工(応急仮工事) 事業主体の判断で土砂留工、仮設防護柵、仮締切工事 被害報告 等の実施が可能 当該応急工事費を除く本復旧工事費の額が120万円以 上の場合は、国庫補助の対象となります。 (※負担法の場合) 查定前着工(応急本工事) 都道府県から林野庁に申請し、承認後に工事着工 国庫負扣申請 林野庁 【査定前着工の申請資料】 申請書(被災概要、復旧方針、着工理由、概算工事費) 概略図、被災写真(最小限の資料で申請できFAXや メールでの送付、電話による対応も可能です。) 査定前着工の留意事項

応急仮工事の事例 (仮設防護柵の設置)





災害査定時までに工事施工中の写真、出来型管理図、その他の証拠書類等によって、 被災の状況、工事の竣工、工事費の精算等について整理しておく必要があります。